

改正案	現行
<p>2 （略）</p> <p>（株式会社企業再生支援機構により保証されたエクスポージャー） 第五十二条 第三十三条から前条までの規定にかかわらず、株式会社 企業再生支援機構（株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法 律第六十三号）に規定する株式会社企業再生支援機構をいう。）に より保証されたエクスポージャーのリスク・ウェイトは、十パーセ ントとする。</p>	<p>2 （略）</p> <p>（株式会社産業再生機構により保証されたエクスポージャー） 第五十二条 第三十三条から前条までの規定にかかわらず、株式会 社産業再生機構（株式会社産業再生機構法（平成十五年法律第二十七 号）に規定する株式会社産業再生機構をいう。）により保証された エクスポージャーのリスク・ウェイトは、十パーセントとする。</p>